

令和 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 7 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「次条第 2 項」の後ろに「および附則第 2 条の 2 第 5 項」を加える。

附則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
第 2 条の 2 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 円に

切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。以下「支給限度額」という。)を超えるときは、傷病手当金の額は、1日につき、支給限度額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項に規定する労務に服することができない期間において、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項および前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)

- 第7条 当分の間、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分および令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付(法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。))の支払

の日) が存するもの (市長が別に定める保険料を除く。) に限る。) の減免を受けようとする場合における第 24 条第 2 項の規定による申請書の提出期限は, 同項の規定にかかわらず, 市長が指定する日とする。

附 則

- 1 この条例は, 令和 2 年 5 月 15 日から施行する。ただし, 附則に 1 条を加える改正規定は, 同年 6 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 項および附則第 2 条の 2 の規定は, 傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日以後の規則で定める日までの間にある場合に適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に関する規定および新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため